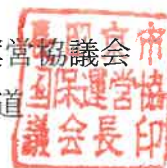


令和8年2月18日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市国民健康保険運営協議会

会 長 橋本 政道



国民健康保険事業について（答申）

令和8年2月12日付けで諮問のあったみだしの件について、本協議会において関係資料等に基づき総合的に審議した結果、下記のとおり結論を得ましたので答申いたします。

記

1. 賦課限度額の見直しについては、国の制度改革の内容に基づき、医療分を現在の66万円から67万円に引き上げる措置を講じること。

（理由）

本市国民健康保険は、構造的な問題として、高齢化の進展等による医療費の増加に対し、高齢者や低所得者の加入割合が高いため、保険料負担能力の低下傾向が続いており、財政運営上、非常に厳しい状態となっている。

このような状況の中では、賦課限度額を引き上げ、高所得層に対して更なる応分負担を求めることにより、負担が重くなっている中間所得層に対して、一定の負担軽減を図る必要がある。

2. 子ども・子育て支援納付金分の賦課方式及び賦課割合は、「所得割」「均等割」「平等割」の「3方式」で、割合は50：35：15とし、賦課限度額は3万円で設定すること。

（理由）

令和8年度から新たに徴収される子ども・子育て支援納付金分について、賦課方式及び賦課割合を設定するに当たり、これまで徴収していた医療分、後期高齢者支援金分、介護分と異なる取扱いとする必然性はなく、これらに倣って設定することは合理的である。

また、子ども・子育て支援納付金分においても、医療分等と同様に、高所得層に対して応分の負担を求めることで、中間所得層に対して一定の負担軽減を図る必要が認められる。